

① 防火扉

検査項目		検査事項	検査方法	判定基準
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況 開鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。
(2)		扉、枠及び金物 扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)		危害防止装置 作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、ブッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10Jを超えること又は閉鎖力が150Nを超えること。
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(6)			(16)又は(17)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。	適正な時間内に感知しないこと。
(7)		温度ヒューズ装置 設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等などで固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(8)		連動制御器 スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(9)			目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(10)			回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に繋結されていないこと。
(11)			常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(12)		連動機構用予備電源 劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(13)			予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(14)		自動閉鎖装置 設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(15)			閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。
(16)		総合的な作動の状況 防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((17)の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(17)		防火区画の形成の状況	建築基準法施行令第112条第9項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。